

執行力付与のオプション(補足)

ADR 和解を債務名義とする

【民事調停の調停調書タイプ】

執行受諾の合意がある ADR 和解（金銭給付等を目的とする請求に限定）を債務名義とする

【執行証書タイプ】

裁判で手続面の正当性等につきチェックを受けた ADR 和解を債務名義とする

【仲裁判断タイプ】

ADR で実質和解後、即決和解の手続を踏み、和解調書として債務名義を取得

【既存制度活用タイプ】

ADR で和解後、公証手続を踏み、執行証書として債務名義を取得

【既存制度活用タイプ】

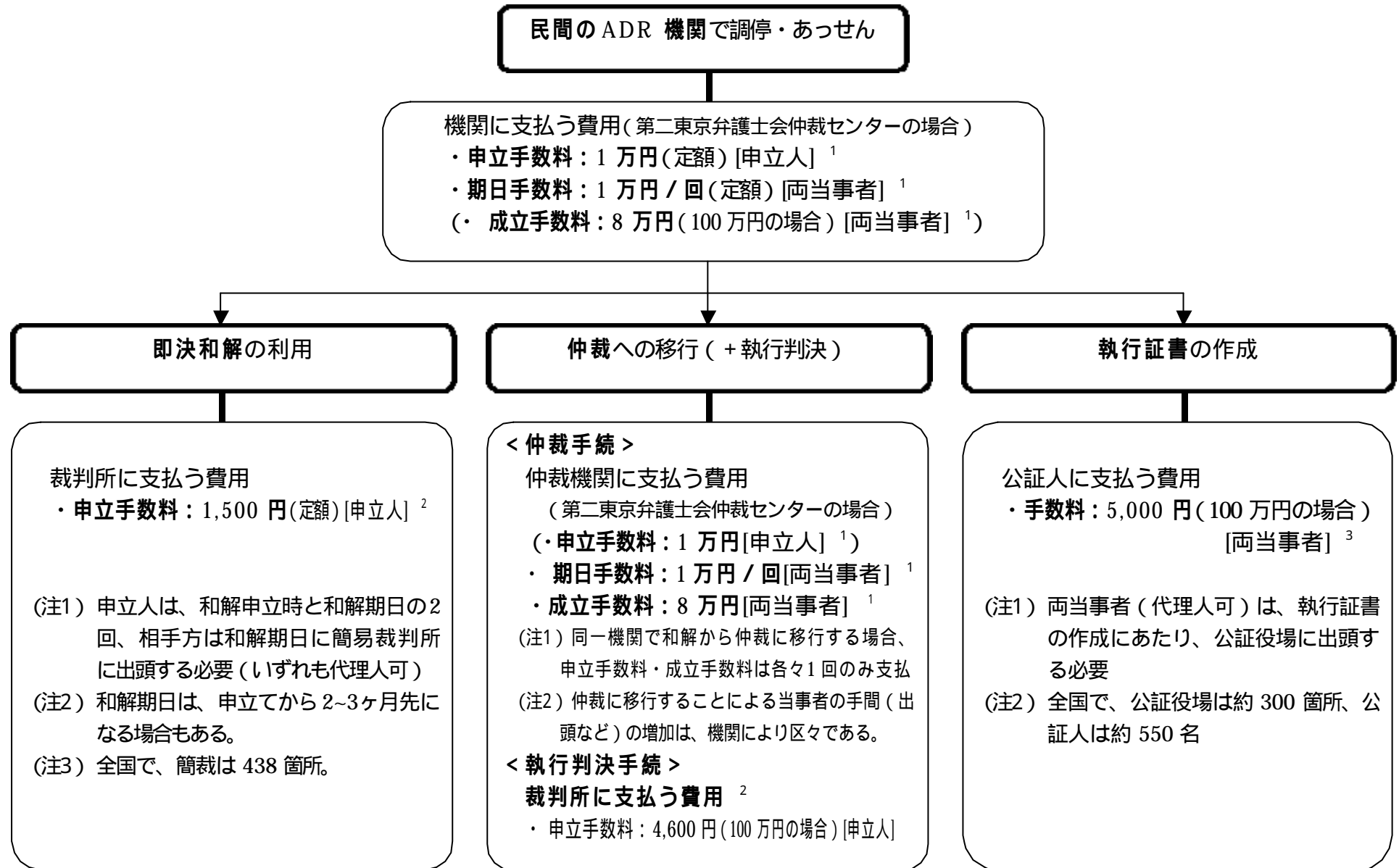
ADR で実質和解後、仲裁手続に移行し、確定執行判決のある仲裁判断として債務名義を取得

【既存制度活用タイプ】



一定のコスト・手間が発生

既存制度により債務名義を取得するための当事者のコスト(調停・和解等の価額 = 100 万円の場合)



(注) 1. 裁判所の民事調停の場合に申立人が裁判所に支払う費用(申立手数料)は、5,300円(100万円の場合)である。

2. 1は、第二東京弁護士会仲裁センターの「仲裁及び和解あっせん手数料規程」による(事情により減額されることもある)。

3. 2は民事訴訟費用等に関する法律。また、3は公証人手数料令による(事情により支払が猶予されることもある)。

4. 各手続において、代理人に弁護士を選任した場合には、別途、弁護士費用が必要となる(別紙)

代理人に弁護士を選任した場合の手数料

日弁連「報酬等基準規程」による。

民事訴訟事件・仲裁事件

- ・ 着手金： 経済的利益の額×8% (ただし、最低額 10 万円)
- ・ 報酬金： 経済的利益の額×16%
着手金、報酬金は、事件の内容により、30%の範囲で増減可
経済的利益の額が 125 万円未満の事件の着手金は、事情により 10 万円以下に減額可

調停事件・示談交渉事件 (裁判外の和解交渉)

- ・ 着手金、報酬金は民事訴訟事件、仲裁事件の場合に準ずるが、各々民事訴訟事件等の 2/3 に減額可。
示談交渉事件から引き続き調停事件を受任するときの着手金、調停事件・示談交渉事件から引き続き訴訟事件等を受任するときの着手金は、上記の取扱いの 1/2 に減額
経済的利益の額が 125 万円未満の事件の着手金は、事情により 10 万円以下に減額可

即決和解

- ・ 手数料： 経済的利益の額により段階遡増 (例：100 万円の場合は 10 万円) (示談交渉を要しない場合)
示談交渉を要する場合は、示談交渉事件の場合の着手金、報酬金に含まれる

民事執行事件

- ・ 着手金： 民事訴訟事件等の着手金 [経済的利益の額×8%] ×1/2 (ただし、最低額 5 万円)
- ・ 報酬金： 民事訴訟事件等の報酬金 [経済的利益の額×16%] ×1/4
本案事件から引き続き民事執行事件を受任するときの着手金は、民事訴訟事件等の着手金の 1/3 (ただし、最低額 5 万円)